

青森県報

第二千二百二号

平成十四年十一月二十日(水曜日)

目次

生活保護法による医療機関の指定	(健康福祉課)	一
生活保護法による指定医療機関の所在地変更の届出	(同)	二
生活保護法による施術者の指定	(同)	二
保安林の指定予定	(林政課)	二
道路の供用の開始	(道路課)	三
公告		
大規模小売店舗の新設に関する届出	(経営振興課)	三
地籍調査の成果の認証	(農村整備課)	四
県営土地改良事業計画変更の決定	(同)	四
建設業者の許可の取消し	(むつ県土整備事務所)	四
右	(同)	五
出先機関		
土地改良区の役員の内任及び退任	(西土地改良区農林水産事務所)	五
道路の位置の指定	(むつ県土整備事務所)	六
収用委員会		
収用の裁決手続開始の決定	(監理課)	六

告

示

青森県告示第五百八十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年十一月二十日

青森県知事 木村守男

名称	所在地	指定年月日
川口内科	青森市大字浦町字奥野四二八	平成十四・一〇・一五
大町内科クリニックス	弘前市大字大町一丁目一四の三	十四・一〇・二六
くまざわ整形外科クリニックス	黒石市野添町六四の三	十四・一・一
ファミリークリニック希望	西津軽郡車力村大字富范字山里一の一	十四・一〇・一
さいとう調剤薬局大町店	弘前市大字大町二丁目七の二七	十四・一〇・一五
オーロラ薬局黒石店	黒石市野添町六四の四	十四・一・一

青森県告示第五百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次とおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年十一月二十日

青森県知事 木 村 守 男

区分	名 称	所 在 地	変更年月日
変更前	岩木診療所	中津軽郡岩木町大字五代 字早稲田四八七	平成 五・二・一
変更後		中津軽郡岩木町大字賀田 字大浦一五	

青森県告示第五百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年十一月二十日

青森県知事 木 村 守 男

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
平野 毅	青森市緑三丁目二の二三	緑整骨院	青森市緑三丁目二の二三	平成 四・七・一

青森県告示第五百九十号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月二十日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林予定森林の所在場所

上北郡東北町字乙供山一三三の一・一三三の四から一三三の六まで（以上四筆）
について次の図に示す部分に限る。（五の二、六の二、一三三の二、一三三の七、字北膳山三二の七）

二 保安林指定の目的

干害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

上北郡東北町字乙供山一三三の一・一三三の四から一三三の六まで（以上四筆）
について次の図に示す部分に限る。（五の二、六の二、一三三の二、一三三の七、字北膳山三二の七）

三 保安林指定の目的

公衆の保健

四 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

水産部林政課及び東北町役場に備え置いて縦覧に供する。()

青森県告示第五百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年十二月二十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年十一月二十日

青森県知事 木 村 守 男

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一〇二号	南津軽郡尾上町大字浦田字玉田六四の一から南津軽郡田舎館村大字高樋字泉一七の一まで	平成一四・二・三

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年十一月二十日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターツルヤ大間店

下北郡大間町大字大間字上野四三の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ツルヤ

北海道函館市湯川町三丁目二四の一四
代表取締役 西崎康博

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ツルヤ

北海道函館市湯川町三丁目二四の一四

代表取締役 西崎康博

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十五年七月七日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、五〇〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

六〇台(位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

五台(位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

五四平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

八立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後八時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後八時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二か所(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前九時から午後八時まで

八 届出年月日

平成十四年十一月六日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び大間町役場

2 期間

平成十四年十一月二十日から平成十五年三月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、大間町役場にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年三月二十日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

地籍調査の成果の認証

弘前市及びむつ市が行つた次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成十四年十一月二十日

青森県知事 木村守男

市町村名	大字名	小字名

弘前市	大字原ヶ平	字山中の一部、字山元の一部、字奥野の一部
むつ市	山田町の一部 文京町の一部	字天王の一部、字西元の一部

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、犬落瀬地区の県営土地改良事業(ため池等整備事業(用排水施設整備))計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十一月二十日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年十一月二十一日から同年十二月十八日まで

三 縦覧の場所

六戸町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年十一月二十日

青森県知事 木村守男

一 商号又は名称 株式会社黒島組

- 二 代表者の氏名 黒島 範一
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市金曲二丁目一九の六四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般・一四)第五八九二号
- 五 取消年月日 平成十四年十一月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十四年十一月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年十一月二十日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 株式会社黒島組
- 二 代表者の氏名 黒島 範一
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市金曲二丁目一九の六四
- 四 許可番号 青森県知事許可(特・一四)第五八九二号
- 五 取消年月日 平成十四年十一月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、ほ装工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十四年十一月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の内任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、目屋土地改良区から、次のとおり役員の内任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年十一月二十日

西地方農林水産事務所長 小 林 雅 彦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の 年 月 日
理 事	笹森三次郎	北津軽郡鶴田町大字廻堰字上桂井三の三	平成一四・一〇・三就任
"	斎藤 清實	"	"
"	成田 定吉	"	"
"	中野 隆	"	"
"	神 正幸	西津軽郡柏村大字桑野木田字米本七三の三	"
"	田村 勝則	北津軽郡鶴田町大字廻堰字稲川六の一	"
"	棟方 廣光	"	"
"	花田長一郎	"	"
"	笹森三次郎	"	一四・一〇・三退任
"	笹森 勘蔵	"	"
"	斎藤 清實	"	"
"	成田 定吉	"	"
"	中野 隆	"	"

神 正幸	西津軽郡柏村大字桑野木田字米本七三の三	〃
田村 勝則	北津軽郡鶴田町大字廻堰字稲川六〇	〃
川村 邦男	〃	〃
瀬戸 長悦	大字廻堰字上掛橋七二の三	〃

むつ県土整備事務所告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和二十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十一月二十日

むつ県土整備事務所長 石 井 博 雄

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
むつ市大湊浜町四七七の三四	四三・三九メートル	六・〇メートル	平成十四・一・七

収 用 委 員 会

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第一百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成十四年十一月二十日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 起業者の名称
国土交通大臣
- 二 事業の種類

一 一般国道七号改築工事（青森環状道路・青森県青森市大字安田字近野地内から同県同市大字八ツ役字矢作地内まで及び同県同市大字筒井字八ツ橋地内から同県同市大字駒込字前田地内まで並びに同県同市大字戸山字宮崎地内から同県同市大字平新田字森越地内まで）、これに伴う県道一部改築工事及び一般国道四号改築工事

- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
別表1のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所
別表2のとおり
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
別表3のとおり
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日
平成十四年十一月十二日

別表1 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地 番	地 目		地 積 (㎡)	収用しようとする土地の面積(㎡)	摘 要
		公 簿	現 況			
青森県青森市大字大野字今井	1 8 番 3	雑種地	雑種地	1,440	1,443.73	175.60

別表2 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 所
櫻老乃瀧株式会社	東京都品川区西五反田二丁目19番3号

別表 3 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏 名	住 所	権利の種類
サッポロビール株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号	根抵当権

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭